

鎌倉市農業委員会 令和 2 年度 第3回総会 次第	
日 時	令和2年(2020年)7月17日(金)15時30分開会
場 所	鎌倉商工会議所 3階 301会議室
委員名	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、4番 郷原均、5番 平井保男、 6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実、9番 小泉勝利、 10番 和田雅裕、11番 小川壽一、12番 若林安雄、 13番 石澤一英 以上12名
事務局出席者	鈴木事務局長・桐戸担当係長・小田主事・名塚職員・酒井職員
欠席委員	9番小泉委員。
議長(若林会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。9番小泉委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。 なお、前回6月26日の総会でお諮りいたしました、安齊前会長につきましては、6月30日付で正式に委員辞任という形になっておりますので、委員総数12名のうち本日1名欠席ということであります。
議長(若林会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。議事録署名委員については、6番岡崎委員、7番浜野委員にお願いします。現況証明委員については、現委員は7月19日をもって任期満了のため、新委員が委嘱され次第、指名いたします。本日の議事日程は、事務局から本日配布しております「鎌倉市農業委員会7月総会議事日程」のとおりとなります。 それでは、日程第1から順に事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第1、報告第6号、農地地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について5件、着席してご報告させていただきます。 資料につきましては、事前に郵送させていただきました招集通知の2枚目、本日配布させていただいております。当日資料の2枚目からをご覧ください。はじめに、当日資料2枚目の報告第6号、整理番号1の案内図をご覧ください。整理番号1は、令和2年7月15日転用のため、令和2年6月23日に専決処分いたしました。続きまして、当日資料を1枚おめくりいただき、報告第6号、整理番号2の案内図をご覧ください。整理番号2は、令和2年7月7日転用のため、令和2年6月29日に専決処分いたしました。続きまして、当日資料3枚目の報告第6号、整理番号3の案内図をご覧ください。整理番号3は、令和2年7月7日転用のため、令和2年6月29日に専決処分いたしました。続きまして、当日資料をおめくりいただき、報告第6号、整理番号4の案内図をご覧ください。整理番号4は、令和2年7月26日転用のため、令和2年7月3日に専決処分いたしました。続きまして、当日資料4枚目の報告第6号、整理番号5の

	案内図をご覧ください。整理番号5は、令和2年8月20日転用のため、令和2年7月9日に専決処分いたしました。以上5件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(若林会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(若林会長)	次に、日程第2、報告第7号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第2、報告第7号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件ご報告します。 事前に郵送させていただきました招集通知の3枚目、本配布させていただいております当日資料の5枚目からをご覧ください。はじめに、当日資料5枚目の報告第7号、整理番号1の案内図をご覧ください。整理番号1は、令和2年7月1日転用のため、令和2年6月23日に専決処分いたしました。続きまして、当日資料をおめくりいただき、報告第7号、整理番号2の案内図をご覧ください。整理番号2は、令和2年10月15日転用のため、令和2年7月6日に専決処分いたしました。続きまして、当日資料6枚目の報告第7号、整理番号3の案内図をご覧ください。整理番号3は、令和2年8月1日転用のため、令和2年7月6日に専決処分いたしました。以上3件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(若林会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
4番(郷原副会長)	4番。報告6号、7号の転用期日と専決処分日について、以前の書式では備考欄に記載されていたが、新しい書式には記載がない。口頭説明ではなく、新しい書式等においてもいずれかの場所に記載をお願いしたい。
事務局(名塚職員)	議長。次回から、配布資料のいずれかの場所に記載を行うように検討いたします。
4番(郷原副会長)	了解しました。
議長(若林会長)	他に、何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(若林会長)	次に、日程第3、報告第8号、農地法第3条第2項第5号の規定に定める農地の下限面積に代わる別段の面積の設定について、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第3、議案第8号、農地法第3条第2項第5号の規定に定める農地の下限面積に代わる別段の面積の設定について、報告させていただきます。 お手元の当日資料の7枚目、報告第8号、参考資料をご覧ください

	い。下限面積とは、新規就農者が新しく地の取得又は賃借権などにより権利設定を行う場合に許可基準としている権利取得後の最低耕作面積で、北海道を除き 50 アール以上となっています。これは農業経営上、一定規模以上の経営面積を確保した耕作者を維持・確保するためのものです。しかしながら、この面積が地域の実情に適さないと判断される場合や新規就農を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないと判断される場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積として定めることができます。 この下限面積の見直しについては、農林水産省局長並びに神奈川県農業会議会長からの通知で、毎年、別段の面積の修正の必要性について議案審議を行うこととされており、例年6月若しくは7月の農業委員会で、審議を行ってまいりましたが、この通知は平成28年に既に廃止されていることをこの度確認しました。これにより、下限面積の見直しを行うかについては、各市町村に委ねられている状況です。 昨年度同時期の審議では、別段の面積は、玉縄地区は40アール、その他の地区は20アールと修正はありませんでした。この面積は、昨年度の調査によると各地区10アールまで下げることができますが、報告第8号、参考資料の平成21年の告示から面積の修正はなされておられません。昨年度議案でご審議いただいた際には、今後の見直しにあたっては、下限面積の見直しについて、農業者へのアンケート実施も検討する必要がある旨ご説明させていただきました。これに基づき、例年7月の見直しを行わず、農業者へのアンケートを実施した上で、その結果を踏まえ皆様にご審議を賜りたいと考えております。ご異議がなければ、次期委員の皆様のもと、このように進めさせていただければと考えております。以上で説明を終わります。
議長(若林会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(若林会長)	次に、日程第4、議案第10号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第4、議案第10号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明します。お手元の招集通知の4枚目、議案第10号及び当日資料の8枚目からの議案第10号、参考資料①②をご覧ください。本件にかかる、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。 相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農すること

	が条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑地のみとなります。本案件は、市街化調整区域及び生産緑地の農地であり、納税猶予の対象となります。納税猶予の適用を受けるには、相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、相続人が当該農地の耕作者である旨を証明する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。 本案件は、[]の死亡により令和2年1月24日に相続が発生したことに伴い、子の[]から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。なお、相続開始年月日の翌日が相続人の農業経営開始年月日です。[]は会社員であるものの、当該地の共有者の[]と共同で農業経営を行っていくことを確認しており、営農について特段の問題はないと考えられます。本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。以上で、説明を終わります。
議長(若林会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
8番(飯田委員)	議長。8番。7月14日(火)午後3時より、若林会長、郷原副会長、現況証明委員の石澤委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象農地の利用状況を確認したところ、農地として管理されていることを確認し、特段の問題は無いものと思われれます。以上です。
議長(若林会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第10号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(若林会長)	総員の賛成をもちまして、議案第10号は承認されました。
議長(若林会長)	次に、日程第5、議案第11号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第5、議案第11号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について説明いたします。お手元の招集通知の4枚目裏面、議案第11号及び当日資料の10枚目からの議案第11号、参考資料①②③をご覧ください。 まず、生産緑地の買取申出について説明いたします。お手元の当日資料の10枚目、議案第11号、資料①をご覧ください。参考資料

	① のフロー図左上のとおり、生産緑地法第 10 条に基づき、農業の主たる従事者が死亡したとき、もしくは従事することを不可能にさせる故障に至ったとき、指定後 30 年を経過したときは、「市長に生産緑地を時価で買い取る申し出をすることができる」と規定されております。市長は、買取申出があった場合は、その日から起算して、1 ヶ月以内に生産緑地を買取する旨、又は買取らない旨を書面で通知することとなっています。また、買取申出があった日から起算して 3 ヶ月以内に所有権移転が行なわれなかったときは、当該生産緑地の行為の制限は解除され、これ以降は、通常の市街化農地と同様に、農地転用届出等を行うことが可能になります。 次に 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について説明いたします。先程ご説明した市への買取申出を行うにあたり、これまで耕作していた者が、死亡または従事することを不可能にさせる故障に至るまで、その土地の農業の主たる従事者であったことを農業委員会が証明する必要があるため、申請書が提出されたものです。本件は、議案第 11 号に記載の土地について、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」の交付申請がされたものです。 土地所有者の■■■■は、現在認知症を患っており、要介護 5 の認定を受けていることから、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人により、申請があったものです。要介護認定につきましては、参考資料③に基づき、ご説明させていただきます。参考資料③の 3 ページ目の要介護度の平均的な状態例には、要介護 5 とは「最重度の介護を要する状態」であり、生活全般の介護が必要な状態であると記載されております。これにより、買取申出の要件となる「従事することを不可能にさせる故障に至ったとき」に該当すると考えられます。本議案が承認されれば、申請人へ証明書を発行し、その後市への買取申出がなされ、参考資料①のフローにのっとり手続きが進むものです。以上で、説明を終わります。
議長(若林会長)	次に、現況証明委員の石澤委員から補足説明をお願いします。
13 番(石澤委員)	議長。13 番。7 月 14 日(火)午後 3 時 30 分より、若林会長、郷原副会長、現況証明委員の飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象農地の利用状況を確認したところ、雑草が繁茂していました。耕作者の故障により、農地としての管理を今後行うことが難しいことから、主たる従事者証明書を交付することに特段の問題は無いものと思われれます。以上です。
議長(若林会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)

議長(若林会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 11 号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(若林会長)	総員の賛成をもちまして、議案第11号は承認されました。
議長(若林会長)	次に、日程第 6、議案 第12号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 7、議案第13号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 6、議案第 12 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 7、議案第 13 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件、関連案件ですので一括してご説明します。お手元の招集通知の 5 枚目、議案第 12 号及び議案第 13 号、当日資料の 15 枚目の議案第 12・13 号参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。議案第 12 号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。議案第 13 号は、ただ今ご説明した議案第 12 号の土地を農業公社から [] に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。本件は使用貸借のため賃借料は発生しません。[] の農作業従事日数は年 300 日、本申請地以外に藤沢市で計 23,116 m²を耕作しており、世帯員含め 5 名で営農しているとのことです。いずれの案件も農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行なっており、継続案件と同じと言えます。以上で説明を終わります。
議長(若林会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
8 番(飯田委員)	議長。8 番。7 月 14 日 (火) 午後 2 時より、若林会長、郷原副会長、現況証明委員の石澤委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。本件は継続の案件といえるため、議案第 12 号、第 13 号における貸出予定地の現在の状況を確認したところ、現在は、作付けはないものの良好に管理されており、今後も継続して利用することについて、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(若林会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
11 番(小川委員)	議長。11 番。これは賃料が発生しない使用貸借で、今までの賃貸借とは違うのですが、何故なのでしょう。
事務局(名塚職員)	議長。特段、理由までは伺っておらず、把握していない状況ですので、後日確認してご報告いたします。
11 番(小川委員)	わかりました。

13 番(石澤委員)	議長。13番。この場合でも、農業公社が間に入る必要があるのでしょうか。
事務局(名塚職員)	議長。農業公社が間に入らずとも、市が間に入って契約することもできるのですが、いずれにせよ、市か農業公社が間に入って手続きをしなければならぬ中で、ここは農業振興地域に指定されており公社の制度が利用できる地区のため、農道整備等の環境改善を進めるなかで、国の補助を得るうえで公社の利用率を上げなければいけないということもあり、皆様に公社の利用を促している状況でございますので、必ずしも使わなくてはいけないという訳ではないのですが、ご同意いただいた方をお願いしているところです。
13 番(石澤委員)	わかりました。
議長(若林会長)	他に、何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 12 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(若林会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 12 号は承認されました。
議長(若林会長)	次に、議案第 13 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(若林会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 13 号は承認されました。
議長(若林会長)	次に、日程第 8、議案第 14 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 9、議案第 15 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 8、議案第 14 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 9、議案第 15 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件、関連案件ですので一括してご説明します。お手元の招集通知の 6 枚目、議案第 14 号及び議案 15 号、当日資料の最終ページ、議案第 14 号、第 15 号参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。議案第 14 号は、記載の内容について市長から、農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。議案第 15 号は、ただ今ご説明した議案第 14 号の土地を農業公社から[]に貸し出す にあたり、市長から意見を求められているものです。賃借料は、1 平方メートル当り 24 円、年間 12,100 円となっています。[]の農作業従事日数は年 300 日、

	鎌倉市内で現在計 5,628 m ² を耕作しており、世帯員含め 3 名で営農しているとのこと。なお、本件は新規の貸し借りの案件です。以上で説明を終わります。
議長(若林会長)	次に、現況証明委員の石澤委員から補足説明をお願いします。
13 番(石澤委員)	議長。13 番。7 月 14 日(火)午後 2 時 30 分より、若林会長、郷原副会長、現況証明委員の飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。本件は、新規の貸し借りの案件であることから、賃借人の現在耕作しているすべての土地の利用状況を確認しました。現在は、空心菜、ニンジン、サトイモ等の作付けがされており、全ての土地が良好に耕作されているため、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(若林会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2 件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 14 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(若林会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 14 号は承認されました。
議長(若林会長)	次に議案第 15 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(若林会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 15 号は承認されました。
議長(若林会長)	議事日程については以上となりますが、事務局から何かございますか。
事務局(名塚職員)	議長。特に報告等はございませんが、3 年間の任期の最終総会となりますので、事務局長よりひとことご挨拶を申し上げます。
事務局長(鈴木)	議長。今期最後の総会ということで、ひとことご挨拶させていただければと思います。 皆様、今期の 3 年間、農業委員としてご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。事務局としては、定数 13 名のままで任期を終えていただければという思いもあったのですが、私の至らぬところで、任期途中で辞任する委員が出てしまいまして、ご迷惑をおかけしました。申し訳ございませんでした。今期で終わられる方、引き続き来期もお願いする方がいらっしゃると思いますが、いろいろご協力をお願いする場面もあろうかとは思いますが、引き続き宜しくお願いいたします。どうもお疲れ様でした。
議長(若林会長)	以上をもちまして、農業委員会の総会をこれにて閉会いたします。約一か月間でしたが、不慣れななか、会長職を無事務められました。ありがとうございました。

会 長	平井 保男
議事録署名委員 6番	岡崎 和彦
議事録署名委員 7番	森野 清一